

令和元年
8月受診分
から

未就学児の 医療機関での窓口負担 が少なくなります!



以下の医療費助成制度の受給資格がある未就学児（小学校入学前の子ども）が医療機関等を受診し、医療保険が適用される場合に限りです。
< 子ども(乳幼児)医療費助成 ・ 心身障害者医療費助成 ・ ひとり親家庭等医療費助成 >

令和元年8月受診分から

- 「福祉医療一部負担金」までの支払で受診できる制度に変わります。
- 「福祉医療一部負担金」は、市町村の交付する「受給資格証（水色）」に記載されています
- 受診の都度、窓口で「受給資格証（水色）」を提示してください。

注意事項

- 未就学児に限り、これまでの受給資格証は使えなくなりますのでご注意ください。
- 「受給資格証（水色）」を医療機関等の窓口で提示されない場合は、いったん医療保険の自己負担（医療費の2割）をお支払ください。医療機関等で領収書を受け取り、市町村窓口で支給の申請を行っていただくことで医療費が助成されます。
- 幼稚園や保育所等での負傷や疾病等により、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の給付対象となる場合、受給資格証は提示せず、医療費の2割をお支払ください。
- 未就学児以外はこれまでの支払い方法と変更ありません。
- お住まいの市町村外に転出した場合は、発行元の市町村福祉医療担当課へ受給資格証を返納してください。

お問い合わせは、お住まいの市町村・福祉医療窓口まで
奈良県・市町村